



医療費の負担は、どうなるの？

①窓口で提示する保険証は、1枚だけです

今までは加入していた健康保険証と老人保健受給者証の両方を提示する必要がありました。今後は、広域連合が交付した、後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで済みます。

②医療費の負担割合は、老人保健制度の時と変わりません

医療費の負担割合は老人保健制度の時と同じで、原則として医療費の1割です。現役並み所得者（前年の課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯）は3割負担です。ただし、7月までは老人保健制度の時と同じ負担割合が適用され、8月から2年間は経過措置があります。
*詳しくは、医療助成課または広域連合にお尋ねください。



③老人保健制度と同様に、高額医療費の支給が受けられます

月ごとの医療費が高額になり、自己負担上限額を超えると自動的に払い戻しがあります。年間（8月～翌年7月）の医療費・介護費の負担合計が上限額を超えると、高額医療・高額介護合算制度が適用されます。療養費や葬祭費も、国保と同様に受けられます。どちらも申請が必要です。
*詳しくは、医療助成課または広域連合にお尋ねください。

●医療費の自己負担限度額（月ごと）

所得区分	外来（個人ごと）	入院+外来（世帯合計）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

*低所得Ⅰ・低所得Ⅱは住民税非課税世帯です。
*現役並み所得者の入院と外来の世帯合計額は、過去12か月で4回目以降の該当の場合、44,400円になります。

●医療費と介護費の自己負担限度額（年ごと）

所得区分	医療費と介護費の合計額
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

*平成20年度は経過措置があります。詳しくは、医療助成課または広域連合にお尋ねください。



*診療報酬の改定により、窓口の負担額が変わる場合があります。



どんな医療が、受けられるの？

①今までと受けられる医療は変わりません

今までと同じ医療を受けることができます。また、今後は次の医療が充実していきます。

- ・多様できめ細かな訪問医療→訪問看護サービス・歯科訪問診療・服薬支援など
- ・慢性疾患などの継続的な管理→高齢者担当医による診療計画と継続的な支援
- ・退院前後のサポートの充実→退院支援の計画・退院に向けた指導



②川越市では、無料で健康診査も受けられます

被保険者の健康を保持するために、健康診査を実施します。この健康診査は生活習慣病などを早期発見し、予防・改善することを目的としています。

6月中に、市から健康診査の受診券を郵送します。同封されている指定の医療機関に事前に問い合わせてから、保険証と受診券を持参して、受診してください。広域連合では原則1割負担ですが、市では無料で受けられます。

*総合保健センターの総合健康診査・スマイル健診は、健康診査の検査内容がすべて含まれています。そのため、今年度すでにこれらの検査を受けた方には、受診券を郵送しません。また、受診する時点で病院に6か月以上継続して入院中の方は、健康診査を受診できません。



* 健康診査について、詳しくは医療助成課にお尋ねください。